

- 労働移動という観点で我が国の労働政策を見ると、自己都合で離職する場合は、会社都合で離職する場合の保護が受けられないケースがある（失業給付の給付期間など）。
- 労働者が、自らの希望に応じて会社内・会社間双方において労働移動していくシステムに移行するためには、自己都合離職者の場合、求職申込後2か月ないし3か月は失業給付を受給できないといった要件の要否の必要性について、**慎重に検討**すべきではないか。

会社都合離職者と自己都合離職者の比較

	会社都合離職者	自己都合離職者
失業給付の給付日数	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リ・スキリング（職業訓練）を行っている間は、給付を最大2年間まで延長。 ➢ 基本の給付日数が（勤続年数・年齢に応じて）90日～330日であり、最大で合計1,060日間の給付。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リ・スキリング（職業訓練）を行っている間は、給付を最大2年間まで延長。 ➢ ただし、そもそもの基本の給付日数が、（勤続年数に応じて）90日～150日であり、最大で合計880日間の給付。 ➢ さらに、求職申込後2か月ないし3か月^{（注1）}は、受給できない。
国民健康保険料の軽減措置 ^{（注2）}	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前年（在職時）の所得の30%をもとに、支払う国民健康保険料を算定 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前年（在職時）の所得の全額をもとに、支払う国民健康保険料を算定
自治体による住民税の減免措置 ^{（注3）}	<ul style="list-style-type: none"> ➢ （会社都合の）退職・失職により所得が著しく減少した場合には住民税を減免 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自己都合による離職の場合には、（左記の）住民税の減免の対象外となることがほとんど

（注1）5年間のうちに3回自己都合離職を行った場合は、給付制限期間が2か月から3か月へと延長される。

（注2）全ての国民は何らかの公的医療保険への加入を義務づけられており、会社を退職した後に他の公的医療保険に加入しない場合は、国民健康保険に加入することとなる。

（注3）地方税法323条及び「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村関係）」（総務省通知）に基づき、横浜市・大阪市など自治体によっては、経済的事実等から個人住民税を納付することが困難である場合に減免を行う制度が存在。